

# ウィークリースタンス実施要領

朝 倉 市

## 1 目 的

建設産業の労働環境改善が求められている中、建設工事及び業務委託において、より一層の働きやすい環境の創出を目的に本取組を実施します。

## 2 対 象

朝倉市発注の全ての建設工事及び測量、設計、調査等業務委託<sup>※</sup>に適用する。ただし、災害復旧工事等の緊急を要する場合は除く。

【<sup>※</sup>測量、建築・土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント】

## 3 実施内容

土日・深夜勤務等を抑制するため、受発注者相互で実施内容（下記項目等）を設定し、労働環境の改善を行う。

なお、受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった内容とする。

- (1) 依頼日・時間及び期限に関すること。
  - ア ノー残業デーは業務時間外の依頼はしない。
  - イ 作業内容に見合った作業期間を確保する。
  - ウ 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
  - エ 休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
- (2) 会議・打合せに関すること。
  - ア 午後4時以降開始の打合せは行わない。
  - イ 昼休み時の打合せは行わない。
- (3) 業務時間外の連絡に関すること。
  - ア 業務時間外の連絡を行わない。
  - イ 受発注者間でノー残業デーを情報共有する。

## 4 実施方法

- (1) 着手時の受発注者打合せにおいて実施内容を設定する。
- (2) 設定した実施内容についてはウィークリースタンス協議シート（別紙様式1）に記載し、受発注者間で共有する。

なお、実施中においても緊急事態が生じた場合は、取り決めの例外とすることができる。

## 5 適用時期

本要領は、令和7年4月1日以降に契約する案件から適用する。

なお、既に契約済の工事で令和7年4月1日以降施工中のものについても適用する。

## 附 則

この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。